改正後

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　［略］

二　日次平均の値　別紙様式第一号から第四号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。

（農林中央金庫における四半期の開示事項）

第五条　［略］

2　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。

（別紙様式第三号）

［別紙２－１］

（別紙様式第四号）

［別紙２－２］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［**別紙様式第三号**）　別紙２－１］

（単位：百万円、％）

ＫＭ１：主要な指標（単体）						
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期	前四半期	前々四半期	八の前四半期	ニの前四半期
単体流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	単体流動性カバレッジ比率					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、農林中央金庫流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

b　この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

改正前

（定義）

第一条　［同上］

一　［同上］

二　日次平均の値　別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。

（農林中央金庫における四半期の開示事項）

第五条　［同上］

2　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。

［別紙様式を加える。］

［別紙様式を加える。］

［**別紙様式第四号**）　別紙２－２］

（単位：百万円、％）

ＫＭ１：主要な指標（連結）						
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期	前四半期	前々四半期	八の前四半期	ニの前四半期
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	連結流動性カバレッジ比率					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、農林中央金庫流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

b　この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（平成二十八年金融庁農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（預金の受払事務の委託等） **第二条**　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四第一号イの農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等（平成十八年金融庁告示第九十二号）第一条（第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。	（預金の受払事務の委託等） **第二条**　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等（平成十八年金融庁告示第九十二号）第一条（第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。